

平成31年度 むつ市 1号 教育認定子ども 利用料

階層区分	定 義 父母等の市民税額合計	1号(第1子・第2子)	
		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	0円
3	市民税所得割課税額 77,101円未満	10,100円 (5,050円)	3,000円 (0円)
4	市民税所得割課税額 77,101円以上 211,201円未満	16,800円 (8,400円)	16,800円 (8,400円)
5	市民税所得割課税額 211,201円以上	22,000円 (11,000円)	22,000円 (11,000円)

○ ひとり親世帯等以外

- ・階層区分 3 生計を一にする子どもについて 第1子:基準額(上段) 第2子:半額(下段) 第3子以降:無料
- ・階層区分 4～5 同一世帯に小学校3年生までの児童がいる場合、就学前児童において年齢の高い児童の順に1人目は基準額(上段)、2人目は半額(下段)3人目以降は無料となります。

○ ひとり親世帯等 (ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等)

- ・階層区分 3 生計を一にする子どもについて 第1子:基準額(上段) 第2子以降:無料(下段)
- ・階層区分 4～5 同一世帯に小学校3年生までの児童がいる場合、就学前児童において年齢の高い児童の順に1人目は基準額(上段)、2人目は半額(下段)3人目以降は無料となります。

○ 平成31年4月～8月は、平成30年度の市民税所得割額、9月～翌年3月までは平成31年度の市民税額をもとに算定します。

○ 階層区分の市民税額

- ・基本的に父母の市民税額の合算に基づいて算定しますが、同居する祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居する祖父母等の市民税額を合算する場合があります。
- ・寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別控除を適用する前の額になります。